

2001年10月1日

新潟市長
長谷川 義明 様

日本共産党新潟市議員団
団長 高橋 弘之

国民健康保険「資格証明書」発行を中止し、介護保険の改善をもとめる緊急申し入れ

日頃より、市政運営に努力されていることに敬意を表します。

ながびく不況のもとで倒産・失業は増大し、市民の暮らしと営業はますます厳しさを増しています。こうしたなか、小泉内閣は「構造改革」と称して、健保本人3割負担や高齢者への負担増など、医療改悪を進めようとしています。不況に苦しむ市民の暮らしを直撃する、このような「構造改革」から市民をまもるためにも、自治体本来の役割を發揮することが求められています。

ところが新潟市は、この12月にも国保料が滞納となっている796世帯に対し、資格証明書を発行しようとしています。「一番多いのが生活困窮」と市が認めるように、何らかの経済理由で保険料の負担ができないことが滞納となっている世帯の実状です。しかも、資格証明書の対象のうち、347世帯で医療給付がおこなわれています。資格証明書の発行は、こうした市民から受診の機会を奪うことにつながります。

したがって、資格証明書の発行については、経済的理由による滞納世帯を対象から除外し、「未接触」となっている世帯への発行は、実態がつかめるまでおこなうべきではありません。

介護保険料は、国の所得段階5区分で所得の少ない人が高い保険料を負担する「逆転現象」があり、直ちに改善する必要があります。また、所得が少ないなかで保険料が満額徴収されたうえ、利用料の1割負担では、低所得の高齢者を介護からますます遠ざけることになります。安心できる介護保険制度にするため、制度の改善をもとめるものであります。

以上の主旨から、下記事項の実現について、早急に検討されるよう申し入れるものです。

記

第一 12月1日に予定されている、国民健康保険資格証明書の発行を中止すること
所得が低いことによる生活困窮世帯には、資格証明書を発行しないこと。そのために

も、低所得者のための減免制度を確立すること

「未接触」となっている世帯に対して、実態がつかめない状態のまま無条件に資格証明書を発行するような措置はとらないこと

弁明書を送付する際には、市の減免制度や「特別な事情」の適用などで資格証明書を発行しなくてもすむことをわかりやすく記載した文書を添付するなどして、市民への説明義務を最後まで果たすこと

第二 介護保険料・利用料の軽減措置を、早急に検討すること

保険料の低所得者減免を実施すること

在宅サービスの利用料を、一律3%に引き下げること

生活支援事業の利用料を3%に引き下げること

以上